

(公益・一般) 社団法人 沖縄県理学療法士協会定款 (案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人沖縄県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を島尻郡与那原町に置く。

(目的)

第3条 本会は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

社団法人 沖縄県理学療法士会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人沖縄県理学療法士会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を島尻郡与那原町字板良敷1380番地1に置く。

(目的)

第3条 本会は、理学療法の学術技能の振興等に関する事業を行い、県民の健康保持、公衆衛生の普及向上及び社会福祉の向上に寄与するとともに、会員の職業倫理の高揚及び地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (2) 理学療法を通じて、医療、保健及び社会福祉の増進に資する事業
- (6) 会員の職業倫理の高揚に関する事業
- (1) 理学療法士としての学術技能の振興に関する事業
- (4) 理学療法士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
- (5) 理学療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (3) 理学療法士学術大会、研修会、講習会、研究会等の開催に関する事業
- (7) 会員の社会的地位の向上と会員相互の福利厚生に関する事業
- (8) その他の本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 本会に次の会員を置く。

(1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する沖縄県に居住または勤務する理学療法士で、本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 理学療法士以外で、本会の目的に賛同し本会に対し育成・援助を図るため入会した個人又は団体で理事会の承認を得たもの

(3) 名誉会員 本会に対して多大の功労又は功績があった者で、理事会が推薦し、本人の承諾を得て総会において承認されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (入 会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込をし、その承認を得なければならない。

### (会 費)

第8条 正会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、本会の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき賛助会員会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費等の納入を免除する。

### (任意退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の3分の2以上の決議に基づき当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通

## 第2章 会 員

### (資 格)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 沖縄県に居住又は勤務する理学療法士であつて、本会の目的に賛同して入会した個人とする。

(3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(2) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 正会員は、名誉会員に推薦された場合においても、正会員としての権利に制限を受けない。

### (入 会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を判決し、会長が本人に通知するものとする。

### (会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

### (退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

### (除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、

知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 理学療法士の免許を取り消されたとき
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき
- (3) 会員である団体が解散したとき
- (4) 第 8 条の会費支払義務を 2 年以上履行しなかったとき
- (5) 総会員が同意したとき

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により退会し、除名され又はその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費等及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(会員の資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2 年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。  
(拠出金品の不返還)

第 11 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 入会の基準及び会費の額
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は入会の基準並びに公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

## 第4章 総会

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第20条 総会は、この定款で別に規定するもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面によって請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき、又は監事から請求があったとき。

(召集)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、会長が召集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することがで

(1) 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき

(2) 総正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき

(総会の招集)

第 17 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 18 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から 2 名以上選出する。

(総会の議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の定足数)

第 20 条 総会は正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第 21 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 本会の解散

(5) その他法令で定められた事項

きない。

(議 決)

第 25 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面評決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者および表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名、押印をしなければならない。

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面議決等)

第22条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名押印する。

## 第4章 役員

### (役員を設置)

第24条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 9名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とし、そのほかの理事を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。

3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

### (理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。

4 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担執行する

5 前3項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

## 第3章 役員

### (種別及び定款)

第12条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 9人以上15人以内(会長及び副会長を含む)

(4) 監事 2人

### (選任等)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

### (職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の会務を執行する。

4 理事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務の執行状況について、不整の事実を発見したときは、これを総会及び沖縄県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況について調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規定による。

(顧問及び相談役)

第31条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第17条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 顧問

(顧問)

第34条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について会長の諮問に応える。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする

2 通常理事会は、毎月開催する

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 第27条第2項の規定により、不正の事実が発見された場合に監事が召集したとき、又は監事から召集の請求があったとき

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(4) 総会の目的である事項及び日時並びに場所の決定

(招集)

第35条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか会長が招集する。

2 会長は、第33条第3項第2号又は3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集し

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第29条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって 召集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき、又は監事から召集の請求があったとき。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか会長が招集する。

2 会長は、第29条第3項第2号又は3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(準用)

議長となる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長が決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は押印する。

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

### (事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

## 第7章 財産及び会計

### (財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

### (財産の管理)

第36条 本会の財産は会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、別に定める。

### (事業計画及び予算書)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎年会計年度開始前に、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### (事業報告及び収支計算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

### (経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

### (暫定予算)

第39条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書  
(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告  
(2) 理事及び監事の名簿  
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類  
(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。  
(会計原則)

第44条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

度の予算に準じ収入支出することができる。  
2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。  
(会計年度)

第41条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 委員会

(委員会)

第45条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 9章 事務局

(設置等)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める期間の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第50条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第42条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第43条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定によるほか、総会において、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得て解散する。

### (残余財産の処分)

第44条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ沖縄県知事の許可を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 ○○ ○○ ○○・・・

監事 ○○ ○○ ○○・・・

4 この法人の最初の会長は○○、副会長は○○及び○○、常任理事は○○ ○○・・・とする。

## 第10章 補則

附則

1 この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。

2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

3 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

4 本会の設立初年度の会計年度は、第41条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

この定款は平成19年8月1日から一部改正により施行する。

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

--	--